

○ 法第11条を適用している事案で、開示決定等までに1年超を要したものの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
宮内庁	侍従職事務日誌(昭和25年度)	H14.6.10	H19.3.29	1361	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
警察庁	平成11年度の総理府一般会計証明書類のうち警視庁証明分の証拠書類から機動隊分を除いたもののうち、平成12年1月分の支出計算書の証拠書類	H17.2.7	H18.7.10	515	本書類は開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、平成21年9月30日まで決定期限を延長しているもののうち、請求後1年を超えて一部開示決定を行った部分
法務省	平成14年「図書・新聞閲読に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.27	394	開示請求内容が、「行政文書ファイルに保存されている行政文書すべて」であったことから、行政文書の量が著しく大量であり、かつ、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	平成15年「図書・新聞閲読に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.27	394	上記に同じ
	平成15年「庁内会議等議事録」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.26	393	上記に同じ
	平成15年「報道に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.22	389	上記に同じ
	平成15年「大使館・領事館関係」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.22	389	上記に同じ
	平成15年「職責審査表」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.25	392	上記に同じ
	平成15年「矯正緊急報告(被収容者等による告訴, 告発, 提訴等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.20	387	上記に同じ
	平成15年「矯正臨時報告(被収容者等による告訴, 告発, 提訴等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.20	387	上記に同じ
	平成14年「矯正定期報告(職員等による告発等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.14	381	上記に同じ
	平成15年「矯正定期報告(職員等による告発等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.14	381	上記に同じ
	平成15年「矯正定期報告(派閥関係受刑者収容状況報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.19	386	上記に同じ

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	平成15年「弁護士面会に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.14	381	上記に同じ
	平成15年「暴力団関係被収容者に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.18	385	上記に同じ
外務省	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1971年04月23日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計3件)	H15.1.6	H19.3.30	1544	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年09月10日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H19.1.16	1470	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年11月16日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.12.28	1322	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年02月24日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H19.1.18	1343	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)／批准、審議、経過 1973年03月02日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.4.12	1062	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年03月03日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H19.3.30	1414	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	「1982年から1985年まで行われた「日米捕鯨協議」に関するすべての文書、外務省より取得した公電のコピーも含む。」のうち、外務省作成に係る文書	H16.3.11	H19.2.28	1084	他にも開示請求が多く、調査・審査する行政文書が全体として著しく大量であったため。
	日米繊維製品貿易取極 1974年7月1日(他、計20件)	H16.4.12	H19.1.31	1024	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。
	日・中華民国関係 1970年12月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.10.16	865	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中華民国関係 1972年08月21日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.8.2	790	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	沖縄政治 1979年02月01日作成	H16.7.5	H18.8.17	773	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	沖縄復帰一般／資料 1968年01月31日作成	H16.7.5	H18.9.1	788	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄問題(1969年11月～) 1969年11月25日作成	H16.7.5	H18.9.4	791	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄問題(1968年1月～) 1968年01月31日作成	H16.7.5	H18.10.4	821	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄の施政権返還に係る1972年1月、米国サンクレメントにおける福田赳夫外務大臣－ロジャース米国务長官会談の議事録もしくはその会談に関する一切の資料	H16.7.7	H18.4.14	646	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	日米自動車摩擦に関する外務省の立場(1993年9月から1995年12月まで)	H16.7.16	H18.8.18	763	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。
	富士・コダックフィルム紛争(1993年9月から98年まで)に関する外務省の立場	H16.7.16	H18.8.18	763	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	中共問題[作成時期]1964年01月17日—1. 日本政府(外務省)の対中国・台湾政策の内容がわかる政策文書、又は日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と中国政府関係者との接触の記録3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告	H16.10.25	H18.4.4	526	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	「インドシナ難民」とラベルされた資料のうち70年代(75～79)までの資料で、インドシナ難民(ボート・ピープル)受け入れ対応に関する内容部分	H16.11.4	H18.4.18	530	開示請求の対象となり得る行政文書が大量に認められ、対象文書の検索及びその後の開示の適否に係る検討・決定までに予想外に多大な時間を要したこと、また、本件と同様大部の資料について作業を行うことを要する開示請求案件の処理が同時に発生していたこと等が重なり、長期間に亘ったため。
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書(他、計2件)	H16.11.11	H18.5.8	543	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1974年3月14日に再開された日中航空交渉に関する記録	H16.11.30	H18.4.26	512	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	カーレル・ドールマン号事件(C2.4.0.2-5-1)(西イリアン問題一件(A'-0379)、000-1241に記載有)	H16.12.15	H18.11.17	702	開示請求受付後、愛・地球博の開催をはじめとして様々な案件による要人往来で多忙を極め(直近の06年4、5月前半では、総理と外務大臣の外遊先に西欧課所管国が含まれていた(総理:スウェーデン、大臣:ベルギー、リトアニア))当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日中関係 1963年07月23日 1. 日本政府(外務省)の中国政策の内容がわかる政策文書、又は日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と中国政府関係者との接触の記録。又は日本側当局者と日中貿易関係者との会見や協議の記録 3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告	H17.1.13	H18.4.4	446	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1965年07月01日作成の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計6件)	H17.1.25	H18.10.23	636	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1966年03月01日作成の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録、会談録全般、外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などが分かる文書)、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て)、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H17.1.25	H19.2.26	762	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	作成時期: 1957年5月から1957年6月までの間 米国の沖縄統治の基本方針を謳った米大統領行政命令に関する文書(例えば、1957年5月中旬に行われた岸・マッカーサー会談など)	H17.2.3	H19.3.14	769	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかつたため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	作成時期: 1958年5月から1958年9月までの間 沖縄における通貨切り替え問題に関する文書	H17.2.3	H19.2.16	743	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	1.わが国が戦後半世紀も経ってから「中国における旧日本軍遺棄化学兵器処理事業」を突然に決定実施することになった明確な理由・根拠、並びにその発端から決定時点までの日中外交折衝の経緯・内容が分かる文書。2.そもそも当該「遺棄化学兵器」は、本当は一体誰が捨てたのか-敗戦時に日本軍なのか、停戦武装解除で日本軍の武器弾薬一式を入手以後にソ連軍・中共軍・あるいは一部については国府軍なのか-についての可能な限りの実情調査(真相究明)が当然綿密に実施された結果の決定と考えられるが、もしそうであれば、その調査結果内容が分かる文書。3.もし、その調査結果で中共軍(あるいは国府軍)自らが捨てたものと判明した場合には現化学兵器禁止条約上の処理義務は当然中国自体ということになると思われるが、広くそのケースを含む同条文の解釈・検討がなされていたのであれば、そのケースでの同条文解釈内容が分かる文書	H17.2.23	H18.5.18	449	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	「日米政策企画協議」(1972年6月14日作成)内の文書で、協議の議事録と事後評価、事前ペーパー(他、計6件)	H17.3.2	H18.4.7	401	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、かつ内容も多岐にわたるため、調査検討に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	第4回日米貿易経済合同委員会(昭和40年7月12日-14日、ワシントン)の本会議又はその他の個別会議に際して、ラスク長官と椎名外相の間、または両国関係者の間でいわゆる「東南ア閣僚会議」(後の東南アジア開発閣僚会議)をめぐる話合いの内容がわかる文書	H17.3.22	H18.4.18	392	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。
	マレーシア紛争における四ヶ国調停委員会や国際査察等への日本の参加を検討した文書	H17.4.7	H18.5.8	396	マレーシア紛争関連案件は、当時の最高レベルの機密を含む文書が多数含まれることが判明したため、当初の予想以上に慎重な審査が必要となったため。
	1968年12月23日に行われた第9回日米安全保障協議委員会(SCC)の関連文書(準備資料、議事録など)(他、計6件)	H17.4.25	H18.5.25	395	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	1970年の11月から12月にかけて行われた一連の日米基地再検討委員会(GOJ-US Base Review Committee)に関する文書(準備資料、議事録など)(他、計5件)	H17.4.25	H18.5.25	395	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	アジア地域-在濟州総領事館-対韓国文化活動 ファイル名:日本海呼称問題内の資料すべて(但し日本語文書のみ)	H17.4.26	H18.7.21	451	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	マレーシア紛争 調書、資料 第2巻 1964年01月01日作成 1. 紛争に対する日本政府(総理、外相、外務省)の情勢判断、態度 2. 関係各国との意見交換・調整・交渉 3. 紛争に対する日本政府による仲介工作の経過	H17.5.23	H18.12.25	581	マレーシア紛争関連案件は、当時の最高レベルの機密を含む文書が多数含まれることが判明したため、当初の予想以上に慎重な審査が必要となったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「インドネシア原子力事情、協力」の文書(1990年1月24日作成)	H17.6.2	H18.11.2	518	開示請求対象文書が著しく大量で、文書審査に予想外の時間を要したため。また、開示等決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	「アジアトム」の文書(1995年10月24日作成)	H17.6.2	H18.11.30	546	開示請求対象文書が著しく大量で、文書審査に予想外の時間を要したため。また、開示等決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1950年07月01日作成のファイル中1. 日本政府の国連中国代表権問題に対する政策決定過程がわかる文書、2. 中国代表権問題をめぐり日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 日本の対中国政策の政策内容や方針がわかる文書(他、計6件)	H17.8.8	H19.3.30	599	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	1963年10月10日に日米の外交当局者間で行われた「Security Consultative Committee」(米国側呼称)の会議議事録・発言録や関連資料(準備資料・配付された資料など)(他、計4件)	H17.8.16	H18.12.5	476	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	在日米軍駐留経費に係る現行の特別協定締結に至る過程で示された米国側の要望内容が分かる文書(現在まで)	H17.8.23	H18.10.2	394	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	中共地区邦人引揚関係、引揚打合代表団派遣関係、第三巻、K'7-1-3-1-2の中、(10)代表団の北京に於ける中共側代表との会談関係の中、(6)代表団の北京に於ける活動等に関する工藤代表内話の件	H17.12.13	H19.3.6	448	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第8回現地調査(97年5～6月)の報告書(他、計5件)	H17.12.8	H19.1.16	395	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第15回現地調査(2000年4月)の報告書	H17.12.8	H19.3.7	445	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第16回現地調査(2001年2～3月)の報告書(他、計2件)	H17.12.8	H19.3.22	460	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第18回現地調査(2001年10月)の報告書(他、計3件)	H17.12.8	H19.1.16	395	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第21回現地調査(2002年8月)の報告書(他、計2件)	H17.12.8	H19.3.22	460	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1947年7月1日	H18.1.13	H19.2.16	399	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年1月1日	H18.1.13	H19.3.23	434	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	戦後処理、作成(取得)時期:1952年6月1日 その1(他、計2件)	H18.1.13	H19.2.13	396	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年6月20日	H18.1.13	H19.2.28	411	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	1973年1月に合意された安保条約運用協議会 (Security Consultative Group: SCG)の設置に 関する外務省内の討議の記録と、設置にいた るまでの米国側との交渉記録	H18.2.27	H19.3.29	395	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
国税庁	「審理事例検索システム」に保存されている行政文書のすべて	H14.2.4	H18.7.25	1,632	約15,000件分の文書について、H14.4.5に相当の部分(30枚)を開示決定以降順次開示決定等しているもの。 H14.12.20:63.1KB(29枚分) H16.4.23:12.69MB(9,559枚分) H16.9.9:1.16MB(789枚分) H17.4.7:3.98MB(2,155枚分) H17.8.26:1.57MB(820枚分) H17.12.8:2.14MB(1,433枚分) 今回は、H18.7.25:1.59MB(905枚分) H19.3.2:6.41MB(2,266枚分)を開示決定等したもの
			H19.3.2	1,852	